

## 社会福祉法人二宮会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人二宮会（以下、「法人」という。）の役員報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程の役員とは、法人の評議員、理事、監事、及び評議員選任・解任委員をいう。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外において、法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支払うことができる。

### (適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改 正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から実施する。

この規程は、平成14年 4月 1日から実施する。

この規程は、平成21年 10月 21日から実施する。

この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。

別表 1(第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	5,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円	5,000 円

別表 2(第 4 条第 5 条及び 6 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	30,000 円 (但し、月額 300,000 円以内とする)	職員通勤手当相当
業務執行理事業務報酬等	15,000 円 (但し、月額 200,000 円以内とする)	職員通勤手当相当
理事業務報酬等	5,000 円 (但し、年総額 300,000 円以内とする)	5,000 円
評議員業務報酬等	5,000 円 (但し、年総額 300,000 円以内とする)	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円	5,000 円
評議員選任・解任委員業務報酬等	5,000 円	5,000 円

別表 3(第 7 条関係)

名 称	報 酬 ( 1 日 )	旅 費
報酬及び旅費	5,000 円	職員旅費規程相当